



# こんにちは!

印西市議会議員

series2 vol.

# ますだようこです

発行/増田葉子 2016.5.8 印西市内野2-1-6-202 TEL080-5082-0970 Fax0476-46-6809 e-mail/YFA49624@nifty.com

桜も終わり新緑が目に見える季節となりました。新年度で変化のあった皆さまも相変わらずの皆さまも、いかがお過ごしでしょうか。

市議会3月定例会は、2/15～3/16の一月間にわたって開かれ、新年度予算を含む計39議案が審議され、すべて原案通り成立しました。

## 議案全体を見わたして

### ①条例の制定 4件

「行政不服審査法施行条例」「職員の退職管理に関する条例」「消費生活センター組織・運営条例」「千葉ニュータウン関連公共施設整備基金条例」

### ②条例の一部改正 17件 22本

行政不服審査法、地方公務員法などの改正により、「情報公開条例」「人事行政の運営状況の公表に関する条例」「職員の給与条例」など一部改正。また、市の単独事業として、高齢者のヘルメット着用を努力義務とする「自転車の安全・安心利用条例」、総合福祉センター「いこいの湯」の入浴料を1回100円とする「老人福祉センター設置管理条例」などを一部改正。

### ③補正予算 8件

### ④市道の認定 1件 21路線

松崎吉田線及び大塚3丁目、牧の原5丁目、若萩1丁目などの街区内道路

### ⑤契約・協定の変更 1件

小林駅自由通路及び駅舎改良の工事協定。J

R千葉支社との随意契約の金額を、18億3,424万円から17億8,793万円に変更。

### ⑥28年度当初予算 6件

一般会計、5特別会計で総額526億円。

### ⑦専決処分の報告 2件

公用車の駐車場内での接触事故で、関係2者への和解金を専決処分で支払った報告。

\* \* \* \* \*

条例の制定、一部改正がたくさんありましたが、市民生活に大きな影響があるものはありません。28年度予算は、問題となる内容はないと思いましたが、板倉市長の任期最後の予算であり、公約実現が不十分などという意見から反対が9名（賛成12名）にのびりました。

また、会期中一ヶ月間に補正予算が次々に追加され、一般会計は3件提出されました。予算は、業務の都合でちょこちょこ出すものではないと思います。業務の進行を管理する体制は適

## 議会報告会のお知らせ

3月議会のご報告と自由な意見交換の会です。

ご参加お待ちしております。

日時：5月15日(日)  
13:30～16:30

場所：中央駅前地域交流館1号館  
2階 第1会議室

切だったのでしょうか。今議会では、「市役所の組織体制」をテーマに一般質問しました。市の組織や業務体制は、市民サービス向上の基礎となるものです。ひき続き注視していきます。

## 最大項目の人件費

②条例の一部改正で「職員の給与条例」が改定されました。新年度予算の人件費は約60億円、一部事務組合へ補助金の形で支出される人件費も含めると、歳出のなかで最大の項目です。そこで今回は、給与の現状についてご報告するとともに、増加している定年退職者の再任用について考えてみたいと思います。

給与と言っても職種や任用形態によって適用される「給料表」や手当の種類などが違っており、すべてを理解することは大変です。審議していても、十分理解しないまま「人事院の勧告だから」と納得してしまうことが正直言っております（それではいけないと思うのですが…）。

今回の改定では、給料（基本給）が全体で約3%上がり、勤勉手当（賞与にあたるもの）と地域手当、管理職手当が上がりました。

地域手当とは、民間企業の給与と水準を合わせるための調整手当で、民間給与が高い地域ほど手当も高くなります。どの地域をどのくらいの割合にすべきか人事院が決めており、1級地から7級地まであります。もっとも高い1級地は東京23区のみ、7級地は数が多く、県内では木更津市、八街市などです。なんと印西市は、千葉市3級地、浦安市4級地を押さえ、なぜか2級地に指定されており、県内で最高位です（謎です）。2級地は給料の16%を手当としてつけることができます。しかし、当局も市民の理解を得られないと考えたのか、これまで8%にし

てきました。一昨年の勧告で、平成30年度までに段階的に10%に上げる改定をし、昨年度の勧告で、前倒しで今年度から上げることにしました。今回の改定の影響額は予算上で6,623万円となっています。

## ひと 他人さまの懐ですが…

今回の改定で、これまで規則で定められていた「職級」の職務内容が条例に組み込まれました（表1）。新卒は1級、部長クラスが8級になります。基本給にあたる給料の額は、下表の1～8級の職級ごとに100段階（号給と言います）以上に細かく設定されています。

これはあくまでも正職員のこと。現在では、5割近くがパートタイム職員です。表2には任用の形態別に、勤務形態や人数、給与などの違いを整理してみました。

表2の「任期付」「再任用」は、民間でいう

表1 職級と職務内容

職級	標準職務
1級	主事補、技師補／准看護師 栄養士、理学療法士、歯科衛生士など
2級	主事、技師／保健師、看護師 相当の経験がある栄養士、理学療法士、歯科衛生士など
3級	主任主事、主任技師、副主査／主任保健師・看護師 主任の栄養士、理学療法士、歯科衛生士など
4級	出先機関の長、主査補／複雑困難な業務に携わる主任保健師・看護師 複雑困難な業務に携わる主任の栄養士、理学療法士、歯科衛生士
5級	室長、主査 複雑困難な業務を所掌する出先機関の長
6級	特に複雑困難な業務を所掌する出先機関の長、副主幹
7級	課長、行政委員会の委員長、事務局長、次長、極めて複雑困難な業務を所掌する出先機関の長
8級	部長、参事、支所長、会計管理者、議会等の事務局長

契約社員です。フルタイムの契約社員は現在2人しかおらず、積極的に採用していない様子です。細かくみると、同じ契約社員でも、任期付より再任用のほうが、給与面で優遇されているように感じられます。民間の再雇用制度ではどうなっているのでしょうか。

再任用は、25年度の高年齢者雇用安定法の改正施行で、定年後の希望者に65歳まで再雇用が義務づけられたことから一般化し、印西市でも毎年増えています。

実は、基礎年金の支給開始が原則65歳からになったとき、印西市は再任用制度をつくらうとして議会が否決したことがありました。「公務員ばかり優遇されている」という理由でした。合併時、旧印旛村に再任用職員がいたことから、新市になってようやく制度化されました。

再任用制度は9割以上の自治体でつくられています。印西市がパートタイムしか採用していないように、実際の運用はそれぞれです。

## 再任用者は人をつなぐ仕事を

再任用を選択する人はこれからも増えていく

でしょう。長年培ってきた行政経験をしっかりと生かせる業務を用意していく必要があると思います。現在は、再任用者のほとんどは、表1の2級職で任用されています。級職によって業務の内容が決まってしまうのが行政の世界。例えば、長年福祉部門を束ねてきた人が、再任用になって側溝の掃除をしていたり、猪を追いかけていたりします。もったいない話です。

個人的には、再任用者を活用して「地域担当者」をおいてほしいと考えています。

地域のコミュニティづくりは、印西市の喫緊の課題です。介護保険にしろ防災にしろ、地域の住民ボランティアへの要請が高まってきているにもかかわらず、担い手不足で、住民だけでコミュニティを支えていくことが困難になりつつあるところもあります。住民の地域活動を助け、市の政策を生活レベルで横につなぐ人材が地域には必要です。

そうした役目こそ、再任用者の豊かな経験と人脈を生かしてもらえるところではないでしょうか（待遇面も安定していることだし…）。

7月の市長選で、こんな政策議論が深められることを期待しています。

表2 任用による違い

任用形態	勤務形態	職務内容	人数	給与（給料の額 + 主な手当）	定数 ※3
正規	フルタイム	一般行政（福祉職、医療職、現業職も含む）	657	給料（平均42.5歳 342,400円※2）+ 地域 + 扶養 + 住居 + 期末 + 勤勉 + 管理職 + 特殊勤務	○
任期付 ※1	2条 フルタイム	一般行政（現在は建築系の技術職のみ）	2	給料（職種により、月額146,700円～217,700円）+ 期末 パートタイムは月額を勤務時間で割り返し。	○
	3条 フルタイム		0		○
	4条 パートタイム	一般行政（保育士、学童指導員、保健師、用務員等が多い）	189		×
再任用	フルタイム		0	給料（月額214,000～254,000円）+ 地域 + 期末 + 勤勉	○
	パートタイム	一般行政	46	パートタイムは月額を勤務時間で割り返し。	×
非常勤	パートタイム	一般行政（保育士、窓口業務など）	412	職種により時給900～1,300円	×

※1 「任期付職員の採用に関する条例」で条文ごとに任用の形態が分かれている。任期は3～5年。

※2 平成27年4月1日現在の額（今回の改定額を含んでいない）

※3 職員数は条例で定める範囲（定数）内にしておかなければならない。定数としてカウントされるものが○

## 私の一般質問

### 災害時の安否確認、助け合いの仕組みづくりは？

近年の大災害では、避難に支援の必要な要介護高齢者や障がい者等の死亡率は、全体の2倍以上と言われ、安否確認や救助活動が迅速に行えるよう、平常時からしっかりと準備しておくことは、市民の生命を守る上で必要不可欠です。印西市では平成23年3月に「印西市災害時等要援護者避難支援計画」を策定し、避難に支援が必要と考える人からの申請を登録し、各町内会自治会等に、個人の支援計画づくりの協力を呼びかけています。現状はどうなっているのでしょうか。

私の質問	市の答弁
避難行動要支援者は全体でどのくらいおり、名簿はどのように管理されているのか。	65歳以上の高齢者17,306人を対象に登録申請書を送付し、現在677名が登録されている。避難支援に同意した町内会等に名簿の写しを渡している。
「計画」によると、要支援者の範囲は、「昼間独居を含む高齢者のみの世帯、要介護・要支援認定者、障害手帳保持者、外国人、妊産婦、乳児」となっているが、高齢者全員に申請書を送ったのか？	事業開始時、65歳以上全員に送付した。障がい者は手帳の更新などご相談があった際に渡している。外国人、乳児、妊産婦は対象から外した。
なんのために計画をつくり対象範囲を決めているのか？やり方が乱暴すぎると感じる。申請書は毎年送付し、更新しているのか？	登録677人に対して、個別計画が作成できたのは128人。支援体制づくりが進まず現在は民生委員から相談があった方のみ受け付けている。
個別の支援計画づくりが進まない原因は分析しているのか。町内会等からのどのような意見が寄せられているか？	個人情報にかかわる名簿の管理がむずかしい、役員が交替し継続していけるか不安、個人の支援者を見つけることが困難、などの意見がある。

防災上の名簿とはどうあるべきでしょうか。根本の議論を欠いたままとりあえず始めると、こうした状態になるのでしょうか。このまま進めても、うまくいくとはどうも思えません。要支援者に災害情報がしっかり伝わり、迅速に安否確認や救助ができる、その基本になるのは、「どんな人がどこに住んでいるか、特に避難に助けのいる人がどこに住んでいるか」という情報です。

私の質問	市の答弁
計画に定められた範囲は、防災上の名簿として一つにまとめられているのか？	現在のところはない。
防災上の名簿とはどうあるべきか？	要支援者の安否確認、避難支援は福祉部局が実働する。実働部署での名簿作成、保管が適切と考える。
計画上対象である外国人の名簿も、日常業務の範囲を超えて、福祉部局で作成、保管するのか？	日常業務を超えるところまで求めているわけではない。他部署にあり方を求めている。

質問を通じて見えてきたのは、防災部門と福祉部門の業務の押し付け合いです。福祉部門が日常業務でつかっている名簿が「防災上の名簿」なののでしょうか。災害が起きてから、各課から名簿を寄せ集めるのではなく、指定避難所ごとに対象範囲の名簿をまとめておき、毎年9/1には更新する、そういう基礎となる名簿をまずはつくるべきです。その上での登録、個別支援計画づくりです。

私の質問	市の答弁
日常の見守り活動が、いざというときの支援につながっていく。防災の名簿づくりは地域福祉の根幹的事業だ。社会福祉協議会の地域拠点づくりとあわせ、しっかり取り組んでほしい。	災害時の名簿づくりは地域福祉の考え方にそった取り組みであり、指摘された内容をどのように反映できるか、社会福祉協議会とも十分話し合っていきたい。